

別表3

科目	補助対象経費
入学料	養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学料及びこれに係る消費税
受講料	受講料（面接授業料，実習費，教科書代及び教材費等（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及びこれらに係る消費税

備考

- 1 補助対象経費を算定する際に、金額に端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てて整数とする。
- 2 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を補助対象とする。
- 3 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、補助対象経費に該当しない。
- 4 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は補助対象としない。
- 5 次の各号に定める経費については、補助対象経費としない。
 - (1) その他の検定試験の受講料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 補講費
 - (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等